

令和5年度 第6回豊能町教育委員会会議（9月定例会）会議録

日 時： 令和5年9月15日（金） 午後2時30分開会

場 所： 豊能町役場 2階大会議室

出席者：	教育長	森田 雅彦
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	坂口 敏子
	教育委員	富永 彰一
	教育委員	小松 郁夫
事務局：	こども未来部長	仙波 英太郎
	教育総務課長	吉澤 亘
	義務教育課長	峯 亜希子
	こども育成課長	竹内 弘明
	生涯学習課長	千歳 あや乃
	教育総務課主事	横山 悟士

傍聴者： 1名

会議次第

○審議事項

第8号議案 豊能町教育委員会事務分掌規則の改正について

第9号議案 豊能町教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程の改正について

○各課・室からの報告

【教育長】

それでは会議を始めます。ただいまの出席委員は5名です。過半数に達しておりますので、ただいまから令和5年度第6回豊能町教育委員会会議9月定例会を開会いたします。会議録署名人を宮崎職務代理にお願いいたします。それでは、議題に入っていきたいと思っております。お手元にお配りしておりますが、急遽2つの議案の提出がありましたのでよろしくお願いをいたします。

第8号議案「豊能町教育委員会事務分掌規則の改正について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

10月1日に町の組織改編があります。6月の教育委員会会議の時に、部長から組織改編の話をしていただいたと思っております。それに伴い、町部局の組織変更の条例改正はしたのですが、教育委員会の組織のことや事務分掌のことが書かれている部分がありますので、その改正が必要であるということがわかり、議題として上げさせていただきます。

それでは第8号議案について説明させていただきます。お手元の資料の第8号議案という資料をご覧ください。「豊能町教育委員会事務分掌規則の改正について」でございます。議案の文書をそのまま朗読させていただきます。豊能町教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。令和5年9月15日提出。提案理由は、豊能町事務分掌規則の改正に伴い、豊能町教育委員会事務分掌規則について所要の改正を行うものとなっております。

1枚めくってください。改正案文になります。第2条第1項の表中に、教育総務課の中に保幼小中再編整備室という室が設けられており、小中一貫校の施設面の整備を教育委員会部局の教育総務課が持っていたのですが、それが都市建設部に移ることになります。都市建設部に建築技師や専門職がいますが、教育総務課には残念ながら専門職を配置することができませんでした。従いまして公共施設の再編も含め、合わせて一緒にしていくということとなり、それに伴う組織の再編があり、事務分掌を見直すということでございます。別表1に記載がありまして、その部分を無くすという改正の案文になっております。

次に、3ページをご覧ください。新旧対照表になっております。改正後、改正前となっております。第2条のところをご覧ください。教育総務課、義務教育課、こども育成課、生涯学習課という課の横に、室というものがあります。現行では教育総務課に保幼小中再編整備室があります。義務教育課には保幼小中一貫教育推進室がありますが、こちらは残ります。ソフト面で今もやっておりますのでこの室は残るということです。

新旧対照表をそのままご覧ください。もう1つ改正の部分があります。下段のところ、こども未来部こども育成課です。組織改編にはなりません、業務が移管されることとなります。児童虐待に関わる部分が福祉部局へ移ることとなります。従いまして、下線を引いております、児童福祉施策に係る企画及び調整に関すること、それから児童家庭相談に関すること、児童虐待に関わる関係機関等との連絡調整に関することが移ります。反対にこども育成課に、子ども・子育て支援法に関するが増えることとなります。

事務分担については以上です。2ページ目の付則のところ、この規則は令和5年4月1日からと書いてありますが、10月1日からでございます。10月1日から組織改編になり事務分掌が変わることになっておりますので、10月1日から施行するというところの改正案でございます。ご審議いただきましてご決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

【教育長】

説明ありがとうございます。ご質問等ございましたらお出しください。

【委員】

再編室の部局が変わるということは昨年度、一昨年度、吉川中学校の新しい校舎配置がどうなるかを議論して、図面を見せてもらったりしておりましたが、そういう議論の場が教育委員会会議の場で無くなってしまわないのか。来年度から吉川中学校が光風台小学校に移りますが、内野校長先生と話をしている、校長先生に、あと半年なのに一向に具体的な話が出てこないからすごく気になっているので機会があったら聞いてくださいと言われてました。具体的

には光風台小学校がA棟、吉川中学校がC棟、B棟は一緒に使うような話は去年、大まかにしていました。それ以後の話はもう出てこないということでしょうか。そうではなく、遅れているのは別の理由があるのでしょうか。

【教育総務課長】

若干遅れているのは確かです。光風台小学校の改修工事の業者は先日決まったところで、今打ち合わせをしているところです。従いまして工程表等がまだ出ていない状況ですので、先生方にお伝えできてないということです。ただ、わかった段階で両校長先生と打ち合わせをしている場で、ここまでわかってますというお知らせはしています。正式にここまで決まったのでこういう形でやりますというのは、まだお伝えできてないということです。担当部署である整備室が都市建設部に移りますが、我々も関与し、学校への伝達としては、教育委員会も関わらないと中々伝わりにくいかと思えます。何らかで関与する形になりますので、わかった段階でこの教育委員会会議の場でお伝えをしていこうと思っております。

【こども未来部長】

吉澤課長が申しましたように、整備室というのは、技術面のことについては専門技師の助言を借りないとできないので、基本的に技師を中心にやっていきます。ただ、その整備をする際には学校としてどういうものが必要になってくるのか。そういったソフト面が必ず出てきますので、教育委員会が関与し、技師へこういう要望があるとかこういうことをしたいということをお伝えした上で、それを形にするのが都市建設部の役割になります。当然、こちらで色々なソフト面を議論するという事は、議論の経過についてはこの教育委員会会議の場でまた議論をさせていただければと思っております。よろしくお願ひします。

【委員】

規則の改正についてはではないですが、この都市建設部に保幼小中の専門の室ができるわけですね。技師さんが教育委員会に行くのではなくて、この室を動かさなければいけない何か理由というのはあるのでしょうか。

【こども未来部長】

この保幼小中再編整備室というのは義務教育学校の整備と、これから進めることとなります西地区の認定こども園の整備について指しています。これについては、町の中でもすごく大きい事業なので工事については技師の助言がどうしても必要になります。本来でしたら教育委員会の中に技師を配置するのですが、私どもの豊能町には、本庁3階にいる技師については教育委員会の部局だけではなく、町全体にかかる技術的な要素を見なければいけないという仕事もあります。

従いまして、3階のそういう部局に技師を配置して、教育委員会にも技師を配置して、そこで専門的にやっていただくのが一番なのですが、それができない中でどちらに数少ない技師を配備するかというところで、3階の技術職員が町全体の技術的な面を見ながら今回の工事についても見るということで、3階に専門的な知識を持った人材を集中させて、小中一貫教育に係る整備も行うということになります。

先ほど申し上げましたが、その中には当然、教育委員会の要望であるとかそういう運用面については、必ず反映させていくよう考えております。

【委員】

つまり保幼小中再編整備室となっているけれども、それはこの都市建設の中に含まれているということですね。わかりました。

【教育長】

よろしいでしょうか。それでは質疑を終結いたします。採決に入ります。第8号議案「豊能町教育委員会事務分掌規則の改正について」、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって第8号議案は可決されました。続きまして第9号議案「豊能町教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程の改正について」、事務局より説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

先ほど第8号議案でもお話させていただきました、10月1日付けの組織改編に伴いまして、もう1つ教育委員会部局で組織に関わる規程・規則等がございます、その改正案を議案として上げさせていただいております。お手元の資料の第9号議案をご覧ください。

「豊能町教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程の改正について」です。豊能町教育委員会に大阪府から人事権が移譲され、いわゆる懲戒処分の権限が移ってきております。それを審査する委員会というものが組織内にあります。そこに関わっている職員の組織が変わることによる改正となっております。

議案ですが、朗読させていただきます。豊能町教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程の改正について。豊能町教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程の一部を改正する規定を次のように定める。令和5年9月15日提出。

提案理由は、豊能町事務分掌規則の改正に伴い豊能町教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程の改正について、所要の改正を行うものであり、第1条「豊能町教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程」の一部を次のように改正する。第3条第3項中、秘書人事課長を広報職員課長に改める。付則としてこの規定は令和5年10月1日から施行する。

次の3ページをご覧ください。改正案になっており、第3条のところに組織というものが書かれております。第3条「委員会委員長及び委員をもって組織する。第2項、委員長は部長の職にあるものをもって充てる。第3項、委員は教育総務課長、義務教育課長、こども育成課長、委員長が指名する豊能町公立学校長の職にあるもの、総務部長及び広報職員課長をもって充てる」となっております。

第3項のところで教育委員会部局の課長・部長級だけと、学校長の代表のもの以外に町長部局の人事担当の課長と部長にも入ってもらい、懲戒処分に関しての話をしているというところなんです。人事を持っている課長が秘書人事課から広報職員課に組織名が変わりますので、その部分の名称が変わるといって改正を提案させていただいているところです。

第8号議案の5ページ目をご覧くださいと、10月1日付けで町の組織改編になる組織図がございます。上の方に、町長、副町長、政策監、総務部のところ上から2つ目、広報職員課と書いており、人事を担当しております。横の、関わっている事務分掌のところに、人事、給与、広報、広聴と書いてあります。秘書人事課がそれを担っており、組織再編により広報職員課という組織名が変わり事務分担が少し変わりますので、担当課長に分限懲戒委員会へ入ってもらうということです。簡単ですが本件の改正の内容は以上です。ご審議いただき、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

【教育長】

ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問等ございましたらお出してください。よろしいでしょうか。10月から町の機構改革が行われますので、それに合わせて課の名称が変わることによるものでございます。ご質問等ないようですので質疑を終結します。採決に入ります。第9号議案「豊能町教育委員会教職員分限懲戒審査委員会規程の改正について」、賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員でございます。よって第9号議案は可決されました。本日の審議事項はこの2点でございます。続きまして、前回以降の各課からの連絡・報告をしていただきます。

【義務教育課長】

- ・義務教育学校の標準服のデザイン決定について
- ・小中学校の公開授業・研究授業について

【生涯学習課長】

- ・生涯学習課に関する各事業について
- ・シートスの幼児用プールの故障について

【教育長】

ありがとうございました。各課からの報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。次に10月の教育委員会会議の日程ですが、10月18日（水）午後2時半から予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。以上をもちまして令和5年度第6回豊能町教育委員会会議9月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後3時02分